

設備投資促進補助金申請の手引き

◆補助金の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて抑制傾向にある市内中小企業者等の設備投資を促進することにより、その生産力を高め、地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

◆補助対象者

次の全ての要件を満たす事業者

①市内に事業所を有する個人（専ら事業所得に係る事業に従事する者に限る。

※給与所得や不動産所得など事業所得以外の所得が事業所得を上回っている場合は対象外）又は、市内に事業所を有する法人（資本金の額もしくは出資の総額が 10 億円以上である者又は常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える者を除く。）

②次のいずれかに該当すること

ア 令和 3 年度の事業収入が、令和 2 年度又は令和元年度の事業収入と比較して 10 パーセント以上減少していること

イ 令和 2 年度の事業収入が、令和元年度の事業収入と比較して 10 パーセント以上減少していること

③市税等の市の徴収金を滞納していないこと

④令和 4 年度中に事業の用に供するために市内の事業所で新たに設備を取得し、その経費の支払いが同年度中に完了すること

◆補助金の内容

○補助対象：償却資産(150 万円以上)に該当する設備取得にかかる経費(取得価額)

○補助金額：補助対象設備の取得価額の 10 分の 1 以内（限度額 200 万円）

○補助回数：1 事業者 1 回限り

◆申請受付期間

令和 4 年 5 月 9 日（月）～令和 4 年 12 月 28 日（水）（消印有効）

（予算の上限に達し次第、受付を終了します）

◆提出方法

経済振興課へ提出してください（郵送提出可）

※申請書類に不備がある場合は受付できません。また、受付終了後に郵送により経済振興課に申請書が届いた場合も受付できません

◆補助金申請について

1. 設備の取得前及び支払い前に、補助金交付申請書等を経済振興課に提出
2. 経済振興課から補助金等交付可否決定通知書の送付
3. 設備の取得後及び支払い後に、事業報告書、補助金等交付請求書等を経済振興課に提出
4. 補助金の交付

◆提出書類について

【申請時】

「設備投資促進補助金交付申請書」に下表の書類を添付して提出
(③④については売上の減少比較ができる2期分を添付)

法人	個人
① 補助対象経費の見積書の写し	① 補助対象経費の見積書の写し
② 補助対象設備のカタログの写し	② 補助対象設備のカタログの写し
③ 法人税申告書別表一の写し	③ 確定申告書第一表の写し
④ 法人事業概況説明書の写し	④ 所得税青色申告決算書又は 収支内訳書の写し

【実績報告・請求時】

下記の書類を提出

- ・補助事業実績報告書
- ・補助金等交付請求書
- ・補助対象経費の領収書又は購入を証する書類の写し
- ・補助対象設備の設置後の写真

【変更申請時】

「補助事業計画変更中止（廃止）申請書」に変更後の見積書、カタログを添付して提出（設備に変更がない場合は見積書のみ添付）

《注意事項》

「補助対象者」

・事業収入には、補助金等のその他の収入は含みません。法人の場合は法人事業概況説明書、個人の場合は所得税青色申告決算書又は収支内訳書の売上金額を事業収入として減少率を計算してください。

「補助金の内容」

- ・対象設備の取得に係る補助金については市の他制度と併用できません。
- ・償却資産に該当しない土地、建物、自動車等は補助の対象外になります。
- ・補助対象は、1つの償却資産のみです。複数の設備投資をされていても補助対象となるのは1つの償却資産のみとなります。
- ・補助対象経費に消費税は含みません。
- ・市へ償却資産の申告をされる際の取得価額が補助対象経費になります。
- ・市への償却資産の申告内容と補助金申請の内容が異なっていることが判明した場合、補助金を返還していただく場合があります。

「補助金申請について」

- ・補助金申請の前に取得した設備は、その経費の支払いの有無に関わらず補助の対象外になります。また、取得前であっても補助金申請前にその経費を支払っているものについても補助の対象外となります。
- ・補助金交付申請書の提出後に、取得する設備の取得価額が変更になった場合や、取得する設備が変更となる場合は、取得前に変更申請をする必要があります。

「提出書類について」

- ・補助金交付申請書等の「所在地」は、法人の場合は本社の所在地を、個人の場合は自宅の住所を記入してください。
- ・補助金交付申請書の「着手予定日」には、設備を取得される予定日を、「完了予定日」には、経費の支払いが完了する予定日を記入してください。

・補助対象設備のカタログは、取得される設備の仕様や規格等が確認できるものを添付してください。

その他

・令和4年度中に設備の支払いが完了しない場合、補助金の交付決定が出ていても、補助金を交付することはできません。また、クレジットカードで支払った場合は、クレジットカードの引き落としが令和4年度中に完了する必要があります。

・この補助金により取得した設備を、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することは財産処分に該当します。財産処分を行う場合には、市の事前の承認が必要となり、場合によっては補助金を返還していただきます。

・税務署並びに警察から当該申請に係る書類の提示があった場合は、それを了承する事業者のみ受け付けます。

【お問い合わせ・提出先】

〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1

朝来市産業振興部経済振興課

079-672-2816 (直通)